

申請に当たっての留意事項

○本事業について

私立小中学校の授業料負担が、ご家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階で私立学校を選択した理由やご家庭の経済状況などの実態を把握し、経済的支援の在り方を検討する事業です。

○支援金額について

最大年額10万円（原則学校が代理受領し、授業料が減額されます）。

○認定基準について

支援を受けるためには、以下の基準をすべて満たしていることが必要です。

なお、予算の関係上、基準を満たしていても対象外となる場合がありますのでご了承ください。

①在籍基準

7月1日時点で、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在籍していること

②所得基準

保護者等※全員の年収合計が約400万円未満であること（年収はあくまで目安ですので、具体的な基準は申請書類を御確認ください）。

③資産基準

保護者等※全員の保有資産額の合計が600万円以下であること

※保護者等…親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のこと。なお、DVや養育放棄、失踪等のため、児童生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる者は除きます。

○提出書類について

以下①～③の全ての書類の提出が必要です。

①申請書（課税証明書と保有資産を確認できる書類の添付が必要です）

②誓約書

③意識調査書（アンケート調査）

なお、①②と③は回収用封筒が別になりますので、ご注意ください。

このほかにヒアリング調査を実施する場合があります。調査対象となった場合はご協力いただくこととなりますので、ご了承ください。

○今後のスケジュールについて

アンケート調査については、回答に不備があった場合は修正のお願いをする予定です。支援対象者及び支援額の決定は、令和4年2月から3月頃を予定しております。